

# 岐阜県公報

第二千四百九十八号  
平成二十五年十一月十九日

(火曜日)

## 目次

告 示

大垣都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 七五二<sup>ページ</sup>

公 示

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 七五一

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

(同) (七五二)

公共測量の実施

(用地課) 七五二

土地改良区役員の退任及び就任

(中濃農林事務所) 七五二

正 誤

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則中訂正

(防災課) 七五三

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令中訂正

(税務課) 七五三

## 告 示

岐阜県告示第五百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大垣都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称  
安八町

二 都市計画事業の種類及び名称  
大垣都市計画下水道事業 安八町公共下水道

三 事業施行期間  
平成三年十二月十七日から  
平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地  
平成三十二年三月三十一日まで

事業地を表示する図面において表示する。

## 公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)  
(ときは翌日)

平成二十五年十一月十九日

県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
可茂北部地区 (牧野池地区)	美濃加茂市役所 八百津町役場	平成二五・一一・二一から 二五・一二・一七まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を揖斐川町長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
谷汲地区	揖斐川町役場谷汲振興事務所	平成二五・一一・二一から 二五・一二・一七

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所

二 作業種類

公共測量(航空レーザ)

三 作業期間

平成二十五年十月二十五日から

同 二十六年三月二十八日まで

四 作業地域

瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、可児市、下呂市、加茂郡坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により羽島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

羽島市

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成二十五年十一月十一日から

同 二十六年三月十四日まで

四 作業地域

羽島市福寿町

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所

関市肥田 平成 監事 内藤 雅夫 関市平賀町 五丁目五番地  
地改良区 二五・六三

就任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所

関市肥田 平成 監事 塚原 昭二 関市平賀町 六丁目七四番地  
地改良区 二五・二四

正 誤

(原稿誤り)

平成二十五年四月一日号外(三) 岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第十八号)(二頁上段後から一行目中「清流の国づくり推進班」は、「清流の国づくり推進班」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十五年四月一日号外(八) 岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令(岐阜県訓令甲第十三号)(六四頁上段前から五行目中「五斗論」は、「五斗論」の誤り。

平成二十五年十一月十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社